

## 高知県職業能力開発協会補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>高知県職業能力開発協会補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(補助金の交付の申請<u>手続</u>)</p> <p>第4条 略</p> <p>(補助金の交付の決定の通知)</p> <p>第5条 知事は、規則第3条及び前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第<u>6</u>条 略</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第<u>7</u>条 略</p> <p>(概算払)</p>	<p>高知県職業能力開発協会補助金交付要綱</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第<u>5</u>条 略</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第<u>6</u>条 略</p> <p>(概算払)</p>

新	旧
<p>第8条</p> <p>1 略</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による<u>概算払</u>請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実施状況報告)</p> <p>第9条 略</p> <p>(実績報告等)</p> <p>第10条 略</p> <p>(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p>第11条 略</p> <p>(書類の備付け)</p> <p>第12条 略</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第13条 略</p>	<p>第7条</p> <p>1 略</p> <p>2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(実施状況報告)</p> <p>第8条 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 略</p> <p>(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)</p> <p>第10条 略</p> <p>(書類の備付け)</p> <p>第11条 略</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第12条 略</p>

新	旧
<p>(県内発注)</p> <p>第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第 16 条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>2</u> この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>3</u> この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>4</u> この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p>

新	旧
<p><u>5</u> この要綱は、平成 22 年 8 月 13 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>この要綱は、平成 22 年 8 月 13 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>6</u> この要綱は、平成 23 年 5 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>この要綱は、平成 23 年 5 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>7</u> この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>8</u> この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>この要綱は、平成 29 年 10 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>9</u> この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>10</u> この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>11</u> この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附 則</p>	<p>この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p><u>12</u> この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>	